

令和 8 年度特定技能外国人材マッチング支援事業業務企画提案競技実施要領

1 業務の名称

令和 8 年度特定技能外国人材マッチング支援事業業務

2 業務の内容

「令和 8 年度特定技能外国人材マッチング支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

7,454,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、令和 8 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 企画提案競技参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 8 年 2 月 20 日（金） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和 8 年 3 月 2 日（月） |
| (3) 参加申込受付期限 | 令和 8 年 3 月 6 日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 8 年 3 月 12 日（木） |
| (5) 審査結果通知 | 令和 8 年 3 月 23 日（月）以降 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票の提出 ※希望者のみ

- ① 提出期限：令和8年3月2日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：質問票（別紙1）に必要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- ③ 回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

(2) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和8年3月6日（金）午後5時（必着）までに、別紙2（企画提案競技参加申込書）を電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 企画書等提出期限

① 提出書類及び部数

(ア) 企画提案書 【6部（正本1部、副本5部）】

A4版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。
両面印刷の場合は長辺閉じとし、ファイリングが困難となる装丁を行わないこと。
なお、提案は1社1案とする。

(イ) 見積書（様式任意）【6部（正本1部、副本5部）】

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 誓約書（別紙3） 【1部】

(エ) 企画提案競技参加団体の概要 【1部】

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

- (i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
- (ii) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール）

(オ) その他の書類（任意） 【6部】

- (i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料
- (ii) 類似業務の履行実績（直近2年以内）

② 提出期限：令和8年3月12日（木）午後5時まで（必着）

③ 提出方法：持参又は郵送

(4) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については採択・不採択に関わらず、令和8年3月23日（月）以降に参加者に通知する。

(6) 契約の締結等

- ① 上記(4)の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある）ものとし、協議が合意に至った場合には、本委託業務の契約の手続きを行う。
- ② 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込がない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

- ③ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

（7）著作権

受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、動画データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者の責任において、宮崎県が上記のとおり利用することについて、当該第三者から許諾を得ること。

（8）その他

- ① 提出された資料は、返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

9 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10－1
宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当 榎木園
電話：0985-26-7059
FAX：0985-26-7344
メール：choju@pref.miyazaki.lg.jp